

合理的配慮とは

障害のある学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が行う必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

【入学者選抜における合理的配慮について】

本学では、障害のある方を対象に入学者選抜における合理的配慮の提供を行っています。受験上の配慮を希望される場合は、事前相談が必要です。出願前に入学者選抜要項の「障がい等のある入学志願者の事前相談」に記載の内容を申請書（任意様式）に記入し、医師の診断書を添えて、教務学生課または教学支援課まで提出ください。

○入学者選抜における合理的配慮事項の一例

- ・注意事項等の文書による伝達
- ・座席指定
- ・別室受験
- ・補聴器または人工内耳の装着 など

【修学上の合理的配慮について】

個別の事情・状況に応じて協議することを前提とし、学修のために必要な配慮に対する対応方法について、申請者（支援を必要とする学生）と大学とで建設的な話し合いを通して決定します。

○合理的配慮の申請の流れ

① 事前相談

- ・担任、教務学生課または教学支援課へ相談
- ・相談内容の例：支援内容等について、必要書類について、申請手順について

② 申請

- ・書類の提出：教務学生課または教学支援課

③ 審議・決定

- ・申請書類に基づき、大学として合理的と認められる支援を決定します。
※内容により、関係者との面談を行うことがあります。

④ 回答・合意・実施

- ・決定された支援内容を学生に回答し、合意を得て支援内容を関係部局や科目担当教員に依頼し、実施していきます。また、半期ごとに支援の振り返りおよび見直しを行います。